



鳥取県公報

平成27年6月12日（金）
第 8 7 0 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地改良区の定款の変更の認可（427）（農地・水保全課）	2
	公共測量の実施（428）（県土総務課）	2
	土地改良区の役員の退任（429）（中部総合事務所農林局）	2
	出納員の権限に属する事務の一部の委任（430）（会計指導課）	2

告 示

鳥取県告示第427号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大谷溜池土地改良区の定款の変更を平成27年6月8日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第428号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成27年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量及び3級水準測量）
- 2 作業期間 平成27年6月1日から同年7月21日まで
- 3 作業地域 米子市観音寺

鳥取県告示第429号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条水系土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年6月12日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事 細 川 國 弘 倉吉市新田294-2

平成27年5月20日退任

鳥取県告示第430号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成27年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
鳥取県埋蔵文化財センター刊行物販売代金の収納事務
- 2 委任を受けた分任出納員
鳥取県埋蔵文化財センター
係長 松本 広和
- 3 委任期間
平成27年6月12日から平成28年3月31日まで